

第6回西和賀町議会臨時会

令和2年5月14日（木）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

ただいまから第6回西和賀町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

なお、コロナウイルス感染症予防対策のため、適宜休憩を取りながら議場の換気を行うこととします。

直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、1番、刈田敏君、2番、北村嗣雄君、以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてお諮りをいたします。開会に先立ちまして、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

本日の臨時会に出席を求めました細井町長並びに柿崎教育長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任した旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 朗読いたします。

最初に、細井町長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。副町長、高橋一夫。会

計管理者兼税務課長、宇都宮清美。総務課長、高橋三智昭。企画課長、吉田博樹。ふるさと振興課長、真壁一男。町民課長、小松重貴。健康福祉課長、新田由香里。農業振興課長兼林業振興課長・農業委員会事務局長、泉川道浩。6次産業推進監、菊池輝昌。観光商工課長、佐藤太郎。建設課長、高鷹仁。上下水道課長、小林英介。病院事務長、高橋光世。なお、農業委員会事務局長にあつては、町長より囑託を受けた者として出席するものであります。

次に、柿崎教育長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。学務課長、照井哲。生涯学習課長、柳沢里美。

以上であります。

議長 ここで町長より行政報告のための発言を求められております。この際これを許します。

細井町長。

町長 おはようございます。私から行政報告1件申し上げます。

3月議会定例会以降の新型コロナウイルス感染症への対応について報告します。1月に国内で新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生が初めて確認されて以降、全国各地で新型コロナウイルス感染症の患者が増え続け、国や岩手県等からの情報の共有、町内における新型コロナウイルス感染症予防対策及び初動体制の確認等を行うため、2月28日に西和賀町新型コロナウイルス感染症対策幹事会を設置したことについては、さきの3月議会定例会でご報告したところでございます。

その後、3月9日に第2回幹事会、23日に第3回幹事会、4月1日に第4回幹事会を開催し、岩手県等からの情報の共有、町内における感染

症予防対策の協議を行ってまいりました。

3月16日には2回目として、感染症予防啓発のチラシを、4月1日には3回目として、東京都を中心に急激な感染の拡大が見られ、専門的な見解による密閉空間、密集場所、密接場面の3つの条件が重なる場の回避の啓発のチラシと町の施設の状況を全戸配布してお知らせしたところです。

4月7日には、新型コロナウイルス感染症について、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、全国かつ急速な蔓延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められ、7都府県の区域に5月6日までの期間、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されました。

町では、緊急事態宣言の発令を受け、8日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条の規定により西和賀町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、第1回本部会議を開催したところであります。本部会議には、西和賀消防署長、町立西和賀さわうち病院長にも出席いただき、対策本部の体制や各課の役割の確認、今後の感染症予防対策の協議を行ったところです。

15日には4回目として、不要不急の外出を控えていただくよう周知する感染症予防の啓発、5月末まで中止する行事や町の施設の休館状況等のチラシを全戸配布してお知らせをしたところです。

また、同日に町の対応方針に合わせ、町内の各種団体、第三セクター、社会福祉施設等に対し、各種会議等の対応についてのご協力をお願い、感染症拡大防止のための留意点などをお知らせしたところであります。

16日、国においては6都道府県の区域が7都道府県と同程度蔓延が進んでいるとし、13都道府県を特定警戒都道府県に指定し、特定警戒都道府県以外の34県についても人の移動を最少化する観点等により、新型コロナウイルス感染症

緊急事態措置の対象としたところです。

これを受けて、町では23日に町長から町民に対し、感染拡大防止に向けたご協力をお願いをメッセージとして告知端末放送及びホームページにてお知らせしたところです。

27日には、対策本部の第2回本部会議を開催し、岩手県等の情報の共有、今後の感染症予防対策の協議を行ったところであります。

5月1日には5回目として、岩手県における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態措置の決定を受けて、町の感染症予防対策、6月末日まで中止する行事等、施設休館状況等のチラシを全戸配布してお知らせをしたところです。

5月4日、国において医療提供体制が逼迫している地域が見られ、新規感染者を減少させる取組を継続する必要があるとの判断から、緊急事態措置の期間を5月31日まで延長したことを受け、町では5月7日以降の町の対応について、6日の岩手県における基本的対処方針、緊急事態措置を参考に関係担当課長等で協議を行い、施設の開館時間等の変更等について告知端末放送にて町民にお知らせをしたところです。

また、11日には第3回本部会議を開催し、町内における感染症予防対策等の協議を行いました。このほか県の感染症への予防対策に準じ、町職員の感染予防対策を協議し、私的行動や公的行動の自粛、健康チェック、職場内での感染防止行動の徹底などの感染予防策を講じ、役場機能の継続に向けた取組を行っています。

今後も国や岩手県からの情報収集に努めながら迅速に対応してまいりたいと考えておりますので、町民の皆様におかれましては、せきエチケットや手洗いなど、外出時、日常生活での感染予防対策の徹底に努めていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

私から以上行政報告1件であります。今臨時会、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長　これで行政報告を終わります。

続いて、日程第3、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町税条例等の一部を改正する条例）について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、西和賀町税条例等の一部を改正する条例を令和2年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらるるものであります。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 おはようございます。それでは、私からご説明申し上げます。

例年行われておりますこの税制改正に伴う税条例の一部改正につきましては、県から示された条例改正の例、いわゆる旧準則に基づき行うものであります。

なお、新旧対照表の改正部分には下線を引いておりますが、字句等の訂正のみを行ったもの、あるいは法律改正に伴い条文の整理を行ったものなど、今回の税制改正に関係なく、内容が大きく変わらない部分については割愛させていただきますので、お許しをお願いしたいと思います。

それでは、改正内容についてご説明させていただきますので、13ページ、新旧対照表をお開き願います。今回の一部改正は、第1条から第4条に分けて一部改正を行っております。まず、第1条関係からご説明させていただきたいと思

います。第27条は、個人の町民税の非課税の範囲について規定したものでございますが、法律改正に合わせて改正するもので、全てのひとり親家庭の子供に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と、男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を同時に解消するために寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に加えられたものでございます。

次に、16ページをお開き願います。第54条は、固定資産税の納税義務者等を規定したもので、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の観点から、登記簿上の所有者が死亡し相続登記がされるまでの間において、現に所有している者、相続人等に対し、氏名、住所等必要な事項を申告させることができること、調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができるよう、所要の整備を行ったものでございます。

次に、20ページをお開き願います。第90条は、たばこ税の課税標準を規定したもので、今回の改正では紙たばこに類似した軽量な葉巻たばこについて、紙たばこと同等の税負担となるよう、最低税率が設定されるものでございます。具体的には、軽量な葉巻たばこ1本と紙たばこ1本に換算されることとなります。

なお、税率の引上げは一定の経過措置を講じ、令和2年10月と令和3年10月の2段階で引き上げるものでございます。

次に、22ページをお開き願います。第138条、第159条につきましては、国民健康保険税に係る一部改正になります。今回の税制改正では、国民健康保険税の基礎課税額等に係る限度額について引き上げられるとともに、軽減判定の対象となる所得の基準の見直しを行うものでございます。

それではまず、第138条の国民健康保険税の課税額になりますが、法律改正に合わせて改正するもので、平成31年度の税制改正においても課税限度額が引き上げられたところではありますが、令和2年度においても基礎課税額に係る課税限度額を現行の61万円から63万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行の16万円から17万円に引き上げるものでございます。

続く第159条の国民健康保険税の減額でございますが、国民健康保険税の負担能力が不足している被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合には、応益分である被保険者均等割額と世帯別平等割額を7割・5割・2割軽減する仕組みとなっております。

こうした低所得者に対する軽減措置の拡大は、昨年に引き続き今回も5割軽減と2割軽減について、その軽減判定所得を引き上げ、軽減措置の対象を拡大するものでございます。

具体的には、第2号の5割軽減の関係になりますが、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額が28万円から28万5,000円に引き上げられたものでございます。

続いて、第3号の2割軽減の関係になりますが、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額が51万円から52万円に引き上げられたものでございます。

次に、附則の改正について説明させていただきます。23ページをお開き願います。附則第3条の2の延滞金の割合等の特例については、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備を行ったものでございます。

次に、25ページの附則第8条第1項の肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例については、適用期限を3年延長したものでございます。

続いて、34ページの第2条関係から48ページの第4条関係は、今回の税制改正により整合性

を図るため、所要の整備を行ったものでございます。

次に、戻っていただきまして、改め分の8ページをお開き願います。附則第1条の施行期日は令和2年4月1日となっておりますが、第1条中西和賀町税条例第90条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定につきましては令和2年10月1日施行、同じく第1条中第27条第1項第2号、第35条の2及び第37条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定は令和3年1月1日施行、第2条中第90条第2項のただし書の改正規定及び附則第7条の規定につきましては令和3年10月1日施行、同じく第2条の改正規定及び附則第4条の規定につきましては令和4年4月1日施行となっております。このほか第2条から第8条まで、それぞれ経過措置を規定しております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようよろしくお願いたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて(西和賀町税条例等の一部を改正する条例)を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

続いて、日程第4、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、西和賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を令和2年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

条例の改正内容は、法律の一部改正により法律名及び引用条項が改正となったことから、所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表を御覧ください。第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に、第10条第1項第2号中「情報通信技術利用法第4条第1項」を「情報通信技術活用法第7条第1項」に改め、改正文の附則において、この条例の施行日を令和2年4月1日とするものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

（なしの声）

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め、これから表決に入ります。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案を原案のとおり承認することについて賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

続いて、日程第5、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町監査委員条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町監査委員条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方自治法の一部改正に伴い、西和賀町監査委員条例の一部を改正する条例を令和2年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

条例の改正内容は、地方自治法の一部改正により、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責条文が法第243条の2として新設され、旧法第243条の2が条項ずれし法第243条の2の2となったことに伴い、第7条第1項中「第243条の2」を「第243条の2の2」に改め、附則でこの条例の施行日を令和2年4月1日とす

るものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて(西和賀町監査委員条例の一部を改正する条例)を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

ここでコロナウイルス感染予防対策のため、10時35分まで休憩いたします。

午前10時31分 休 憩

午前10時35分 再 開

議長 休憩を解き、会議を続けます。

続いて、日程第6、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和元年度西和賀町一般会計補正予算(第5号)について)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました承認第4号 令和元年度西和賀町一般会計補正予算(第5号)の専決処分事項の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

この専決処分は、ふるさと納税関連事業において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に

よる事業者支援などに伴う駆け込み申込みの影響により寄附額が大幅に伸びたことに伴い、返礼品費及び委託料等の追加費用が発生し、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月30日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,167万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億3,727万6,000円とするものであります。

初めに、歳出から説明いたします。7ページを御覧ください。2款1項5目財産管理費、25節積立金は、ふるさと納税の増額に伴い、がんばる西和賀応援基金に450万円を積み立てるものであります。

6目企画費717万6,000円の増額は、ふるさと納税の返礼品費用として見込んでいた8節報償費、12節役務費、13節委託料をそれぞれ増額するものであります。

次に、6ページの歳入でございます。10款地方交付税、特別交付税267万6,000円の増額により財源調整しております。

また、17款寄附金、一般寄附金900万円の増額は、ふるさと納税の実績に基づくものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度西和賀町一般会計補正予算（第5号）について）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

続いて、日程第7、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度西和賀町一般会計補正予算（第6号）について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました承認第5号 令和元年度西和賀町一般会計補正予算（第6号）の専決処分事項の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

この専決処分は、例年年度末に確定する各種譲与税及び交付金の交付額の確定、基金充当事業に係る決算見込額の変更など、歳入歳出予算に所要の調整を行う必要が生じ、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月31日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、その承認を求めらるものであります。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,796万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億9,930万7,000円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、繰越明許費の補正については、5ページ、第2表、繰越明許費補正のとおり、7款商工費、観光案内板整備事業を追加するものです。

第3条、地方債の補正については、6ページ、第3表、地方債補正のとおり、西和賀消防署建設負担金について、事業費確定に伴い、借入限度額を変更するものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、補正予算の詳細について説明いたします。

初めに、歳出から説明いたします。12ページを御覧ください。4款1項1目保健衛生総務費1,360万円の減額は、医師養成事業貸付金の確定に伴うものです。

8款2項3目道路除雪費1,730万円の減額は、除雪経費の確定に伴うものです。

9款1項2目常備消防費356万9,000円の減額は、北上地区消防組合分賦金の確定に伴うものです。

10款1項2目事務局費300万円の減額は、西和賀高校魅力化支援事業、西和賀高校スクールバス運行事業及び公営塾運営事業の事業完了によるものです。

13ページ、2項2目教育振興費50万円の減額は、特別支援教育支援員配置事業の事業完了によるものです。

次に、9ページからの歳入でございます。2款地方譲与税から10ページの11款交通安全対策特別交付金までの増減額につきましては、譲与税及び交付金の額の確定に伴うものです。

18款1項基金繰入金は、歳出の充当事業の確定に伴い、基金繰入額を調整したものです。

11ページ、21款町債は、第3表、地方債補正に合わせ、西和賀消防署建設負担金の財源調整を行ったものです。

22款環境性能割交付金につきましては、交付金の額の確定に伴うものです。

次に、5ページになります。第2表、繰越明許費補正です。1事業を令和2年度に繰越しす

るものです。7款商工費、観光案内板整備事業ですが、成果品の内容及び設置場所について関係者との協議に不測の日数を要し、必要な工期が確保できないことから繰り越すものです。

次に、6ページの地方債補正です。西和賀消防署建設負担金について、事業費確定に伴い、合併特例債の借入れ限度額を変更するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案どおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度西和賀町一般会計補正予算（第6号）について）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

続いて、日程第8、承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました承認第6号 令和元年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

この専決処分は、年度末に県の保険給付費等交付金の確定及び一般被保険者療養給付費等の保険給付費の確定により歳入歳出予算に所要の調整を行う必要が生じ、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月31日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定により承認を求めるとあります。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,050万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,903万5,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページを御覧ください。2款1項1目一般被保険者療養給付費1,500万円、2目退職被保険者等療養給付費400万円、2項1目一般被保険者高額療養費100万円、2目退職被保険者等高額療養費50万円の減額は、保険給付費の確定に伴い減額し、県の保険給付費等交付金の確定に伴い財源調整を図るものです。

続いて、歳入について説明いたします。6ページを御覧ください。3款1項1目保険給付費等交付金3,539万4,000円の増額は、県補助金の普通交付金の確定に伴い増額するものです。

5款2項1目基金繰入金は、保険給付費等交付金の増額に伴い、財政調整基金からの繰入金5,589万4,000円を減額し、財源調整を図るものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和元年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について)を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

続いて、日程第9、承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和2年度西和賀町一般会計補正予算(第1号)について)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました承認第7号 令和2年度西和賀町一般会計補正予算(第1号)の専決処分事項の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

この専決処分は、新型コロナウイルスの全国的かつ急速な感染拡大の状況を踏まえ、政府において岩手県を含む全都道府県に対し緊急事態宣言が発令されたことから、感染症対策に必要な資材等を購入する必要が生じ、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年4月16日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ379万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億2,579万3,000円とするものであります。

初めに、歳出から説明いたします。7ページ

を御覧ください。4款1項1目保健衛生総務費に新たに新型コロナウイルス感染症対策費を設け、379万3,000円を増額するものです。1節報酬、4節共済費、8節旅費、合わせて68万円は、健康福祉課に感染症対策事務補助員として会計年度任用職員を1名任用するものであります。10節需用費、消耗品250万2,000円は、役場窓口等へのアクリル板設置資材、消毒資材、マスクなどを購入するものであります。17節備品購入費61万1,000円は、庁舎、小中学校、保育所等で使用する非接触型体温計を購入するものであります。

次に、6ページの歳入でございます。20款1項基金繰入金379万3,000円を増額は、財政調整基金からの繰入れを行い、今回の補正予算の財源とするものです。

以上で提案理由の説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋和子君。

4番 今ご説明ありましたが、任用される方の実際の日常の業務内容についてお伺いしたいと思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 健康福祉課のほうに従事する事務員ということでご質問あったことについてお答えいたします。

現在、5月1日から9月30日までということで、5か月間の勤務ということで、1日6時間、週5日勤務していただくことで任用のほうを始めております。

業務内容としましては、西和賀町の新型コロナ対策本部の主な事務を健康福祉課のほうで行っておいりましたので、そちらの事務の補助をまず主に行っていただいております。その他、その方の事務がどうしても、主に職員が事務を行

っているのですけれども、そちらの事務がどうしても平常業務プラス対策本部の事務をしておりましたので、そちらの平常の業務を少し割り振りして、事務の補助の方にもお手伝いをお願いしているところでございます。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度西和賀町一般会計補正予算（第1号）について）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

午前10時59分 休 憩

午前11時10分 再 開

議長 休憩を解き会議を続けます。

続いて、日程第10、議案第1号 西和賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第1号 西和賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われる国民健康保険の被保険者等に対し、傷病手当金の支給に関する規定を定め、公布の日から施行し、傷病

手当金の支給を始める日は、令和2年1月1日から適用しようとするものです。

3ページ、新旧対照表を御覧ください。第4条、葬祭費の次に傷病手当金の規定を新たに定めるものです。第4条の2第1項では国民健康保険に加入し給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり感染症の感染が疑われるときに、療養のため労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する規定を、同条第2項では傷病手当金の額を、同条第3項では傷病手当金の支給期間を定めています。

第4条の3では、給与等の全部または一部を支給される被保険者は、傷病手当金の支給を受けることができない、または給与等の額が傷病手当金より少ないときは差額を支給するという傷病手当金と給与等との調整の規定を定めています。

第4条の4では、給与等の全部または一部を受け取ることができるはずであった金額の全額を被保険者が受け取ることができなかつたときは、町が傷病手当金の全額または給与等と傷病手当金との差額を支給し、町が支給した金額は被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する規定を定めています。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第1号 西和賀町国民健康保険条例の一

部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第11、議案第2号 西和賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第2号 西和賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

岩手県後期高齢者医療広域連合が制定している岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われる後期高齢者医療の被保険者等に対し傷病手当金を支給する規定が令和2年4月27日に定められたことに伴い、西和賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

新旧対照表を御覧ください。第2条、町において行う事務の規定に新たに第2号として広域連合条例第4条の傷病手当金の支給に係る申請者の受付の規定を定め、同条第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げるものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第2号 西和賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第12、議案第3号 令和2年度西和賀町一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第3号 令和2年度西和賀町一般会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルスの全国的かつ急速な感染拡大を受け、政府において新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が実施されることに伴い、関係予算の調整をしようとするものであります。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億7,098万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億9,298万3,000円とするものであります。

第2条、地方自治法の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為のとおり、1事業で限度額を770万3,000円とするものであります。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、補正予算の詳細について説明いたします。

初めに、歳出から説明いたします。8ページを御覧ください。3款1項1目社会福祉総務費、特別定額給付金給付事業5億5,140万9,000円の増額は、特別定額給付金の給付事務に要する経費として、3節職員手当等、10節需用費、11節役務費、12節委託料、13節使用料及び賃借料、合わせて260万9,000円と、18節負担金補助及び交付金、特別定額給付金として対象者1人につき10万円を給付するため5億4,880万円を見込むものです。

2項1目児童福祉総務費、子育て世帯臨時特別給付金給付事業494万円の増額は、子育て世帯臨時特別給付金の給付事務に要する経費として、10節需用費、11節役務費、12節委託料、合わせて34万円と、18節負担金補助及び交付金、子育て世帯臨時特別給付金として、対象児童1人につき1万円を給付するため460万円を見込むものです。

7款1項2目商工振興費、地域企業経営継続支援事業は、新型コロナウイルス感染症拡大により特に大きな影響を受ける中小企業者の経営の維持を支援し、地域経済の維持を図るための補助金として165万6,000円を見込むものです。

新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用助成事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた町内の事業者等が国の雇用調整助成金を活用し雇用の安定と維持を図った場合に、事業主が負担する経費に対して補助金として1,044万6,000円を見込むものです。

新型コロナウイルス緊急資金利子補給事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大によって事業継続に影響または影響を受けることが予想される中小企業者が民間金融機関の特別融資制度を活用した場合、融資に伴う利子補給を行うための補助金として253万2,000円を見込むものです。

次に、7ページの歳入でございます。16款2項2目民生費国庫補助金5億5,634万9,000円は、特別定額給付金事業費及び子育て世帯臨時

特別給付金事業費に対する国庫補助金になります。

17款2項8目商工費県補助金605万1,000円は、地域企業経営継続支援事業費及び新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用助成事業費に対する県補助金になります。

20款1項基金繰入金858万3,000円は、財政調整基金からの繰入れを行い、今回の補正予算の財源とするものです。

4ページをお開きください。第2表、債務負担行為は、1事業の設定になります。新型コロナウイルス緊急資金融資に伴う利子補給事業ですが、期間を令和2年度から令和7年度までとし、限度額を770万3,000円とするものです。

なお、今回の補正予算に計上しております特別定額給付金及び子育て世帯臨時特別給付金の給付スケジュールについてですが、補正予算が原案どおり議決いただいた場合となりますが、特別定額給付金については、明日15日に申請書を各世帯に郵送し、17日日曜日から申請受付を開始、21日木曜日には第1回目の給付、口座振込を行う予定としております。

また、子育て世帯臨時特別給付金については、国からの交付決定後6月中旬に支給、口座振込を行う予定としております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

高橋輝彦君。

6番 特別定額給付金事業であります。対象となる住民の内訳といいますか、内容、基準日とか、そういう内容をお聞きしたいと思います。

議長 町民課長。

町民課長 町民課のほうからお答えいたします。

対象世帯は、基準日というものがありまして、4月27日に各自治体の住民基本台帳にそれぞれ記載されている者となります。西和賀町の場合

は、2,277世帯の5,447人でございます。世帯ごとの申請で一律1人10万円ずつの支給となりますけれども、世帯主の申請でまとめて支給するものでございます。申請期間は、西和賀町の場合は明日発送いたしますので、3か月間の8月14日までという期間となります。

議長 高橋宏君。

8番 新型コロナウイルス対策、様々町でも考えられているようではございますけれども、農業分野においても大変影響を受けております。特に畜産が一番影響が大きいのかと思っておりますけれども、肥育農家、結局外国人、インバウンドでかなり売上げが伸びているところがあったと思うのですが、外国人も来ない、あとは自粛ということで、和牛、精肉の販売が非常に落ち込んでいるということで、それがそのまま肥育、精肉の値段に影響しております。最近、3月末の花巻農協管内なのですが、前年に比べて15万ほど下がっております。

今肥育農家というのは子牛市場から子牛を買って、1年半ほど肥育して出荷しております。1年半前というのは、非常に子牛市場の価格がいい時代でした、非常に高い子牛を購入して今出荷、そのときにこういう状況になっているということで、非常に肥育農家は困っておりますし、それに伴って肥育農家を買ってくださる子牛市場、それも非常に下がっております。先月の市場、我々花巻農協管内でも、前年比、雌のほうで18万5,000円減、去勢のほうで21万減ということで、非常に畜産農家は困っております。

こんな中で、北上市では肥育農家に対して、牛マルキンという制度があるのですが、販売価格と生産費の差額分を補填すると。それに北上市のほうで、9割補填なのですが、残り10%の農家負担分を補給すると。あとは、肥育農家が北上市内の子牛を購入する場合には、その購入費の補助を出してくれるというような、北上市では取組が行われるということです。

西和賀町でも、これからいつまで影響が出るのか分からない状況の中で、非常に不安に思っている畜産農家に対してこのような補助はできないのかをお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 それでは、私のほうからお答えいたします。

ただいま議員さんのほうから説明ありました肉用牛肥育経営安定特別対策事業、牛マルキンという制度ですが、これについては生産費と現在の価格の差の9割を補填するというので、どれぐらい所得が減少したかというのが分かる制度になっておりますので、その部分で北上市さん等では9割補填された1割を補填するというような制度を表明しているところであります。

先ほど議員さんおっしゃいましたとおり、肥育だけではなくて繁殖の農家さんも値段が去年に比べて15万程度下がっているということでございますので、繁殖農家も影響が非常に大きいと思っております。

今回地方創生臨時交付金というものが西和賀町にも来ますので、その活用について農業分野で畜産関係を筆頭に、そのほかの関係についても6月補正での対応を今協議しているところでありますので、その内容についてはもうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

以上です。

議長 早川久衛君。

9番 9ページ一番下、今のコロナ対策で利子補給、今朝の新聞と、それから皆さんに渡している中で金利が2.3%とうたわれておりますけれども、これは金融機関とある程度お話をした金額でしょうか、確認をします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 本制度につきましては、補助要綱を新たに定めるものでございまして、町としましては3%までの金利について負担をしようとしているところでございました。これにつきましては、当初北上信用金庫さん、民間金融機関

さんの利子につきましては変動金利で2.3%ということでしたので、上がる場合もございますので、そういった部分を加味しまして3%を上限にしたところでございます。

ただ、現在のところは固定金利に変更になられたようなお話を聞いておるところでございますが、当然のことながら金融機関さんとはしっかり話し合いの中で決めさせていただいたところでございます。

議長 早川久衛君。

9番 今の状況だと、1%から1.5%ぐらいで市場の金利が動いているのですけれども、2.3なんというものは、結果的には行政が負担することになるわけで、何ぼでも安くされないものなのですか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 まだ予算の話でございますので、今後予算が可決された暁には金融機関との契約行為というものになりますので、そこで改めて協議をさせていただきますけれども、現在のところはそういった予定であるといったことでございます。

含めまして、さらにですが、金利については1.5%程度が今主流でないかというお話でございますけれども、本制度は北上信用金庫さんが行う無担保、無保証の融資制度でございますので、そういったことも含めまして2.3%という決定をなされたものであったというふうに考えております。

議長 早川久衛君。

9番 私は今日資料を持ってきていないのですけれども、コロナ対策で、実は限度額3,000万まで、1.3%で県と町の負担でこういうものもできているわけで、1%ぐらい違うわけで今質問しているわけなのですけれども、なるべく極力安く設定するようお願いいたします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 ただいまの議員さんのお話は、岩手県の融資制度のお話だというふうに思ってい

ます。3,000万円で1.4%でございますが、これにつきましては融資期間が10年間といったものでございますし、また国のほうとしましては、日本政策金融公庫の中でセーフティーネットなども用いて保証料等をかなりお安くして、さらに金利についても有利子ではございますけれども、かなり低利子で行っている制度もございます。国、県も行いながら、さらに町では小口融資についてはしっかり企業さんの下支えをさせていただけるよう、金利について町で持ちながら融資をさせていただければというふうに考えているところでございます。

議長 高橋和子君。

4番 この資料で、右側のほうのだいたい色のところ、ここの西和賀商工会でアンケートを取ったということですが、このアンケートによって影響されている町の商工関係の事業者の皆さんの実態が把握されて、この数字で計上されたということでしょうか。どれだけの収入の減になっているのかというあたりをちょっとお聞きしたいのです。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 今のご質問は、参考資料としてお配りをしております5月補正予算案の観光商工課の事業について、新型コロナウイルス感染症緊急雇用助成金のお話ということだというふうに思います。

西和賀商工会におきましては、今感染症拡大の影響を調査するために、一旦4月10日締めでアンケートを取りまとめておるところでございますので、その結果といたしまして出ているのがこの表の中の影響率、あと売上減少率として、見込んでおります影響率82.6%、減少率についてはこの基準に設けているところである対象の方々が49.4%であったという結果でございます。

ただ、金額につきましてはアンケートの結果にはございませんで、ゴールデンウィークなども含めまして、さらに影響が大きくなっている可能性がありますから、現在第2弾のアンケー

ト調査を西和賀商工会のほうでは行おうとしているところというふうに聞いておるところでございます。そこで改めて金額等についてはさらに詳細が分かってくるものであろうというふうに考えているところでございます。

議長 高橋和子君。

4番 実態を把握するというので、非常にアンケートとかはいいと思います。

減少率とか、影響される業種といいますか、宿泊関係とか、小売関係とか、いろいろあると思うのですが、そういった同じアンケートを取られた中でも、そういう業種によって影響の大きさも変わってくるのかなと思います。そういった感じでどの部分により一層大きな影響があって、あるいは予想だと倒産とか店じまいするというふうな、雇用している方々をどうしても解雇しなければならないというふうなことも起きているかと思いますが、そういった点から見てどういう実態になっているのでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 アンケートの中身につきましては、4月に実施したものについて頂いている集計結果につきましては、地区ごとであるとか、業種ごとであるとかということを出していただいております。商工会の会員の方々が対象でございます。西和賀町では経済センサスによりますと、約でございますけれども、340事業者がいらっしゃる、それに対して商工会の会員の皆様は205ぐらいでございます。大体3分の2、7割方が商工会の会員の方々であるというふうに聞き及んでおります。

影響が大きいのは、小売業でありますとか宿泊業、サービス業の方々がやはり影響度は高いというふうに思っておりますが、ただ今後影響の期間がさらに長くなってくれば、ほかの業種についても当然のことながら物が売れないといったこともございますので、様々な業態に対して影響が出てくるものであろうというふうに考えておるところでございます。

議長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第3号 令和2年度西和賀町一般会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第13、議案第4号 令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第4号 令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,173万1,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページを御覧ください。2款6項1目傷病手当金6万8,000円の増額は、議案第1号 西和賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例でご決定いただきました新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対

して支給する傷病手当金を計上するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。5款2項1目基金繰入金6万8,000円は、国民健康保険事業財政調整基金繰入金として傷病手当金の財源に充当するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第4号 令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の議事を終了しました。

これをもって第6回西和賀町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午前11時45分 閉 会